

# 昭和13年の大西永次郎と竹村一による学校衛生論争

高橋 裕子

保健体育講座 (学校保健)

## School Hygiene Controversy between Eijiro Ohnishi and Hajime Takemura in 1938

Yuko TAKAHASHI

Department of Health and Physical Education, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 1. はじめに

昭和13年(1938)、大阪帝国大学医学部講師であった竹村一(1890~1983年)<sup>(1)</sup>は、大西永次郎(1886~1975年)<sup>(2)</sup>の論説<sup>(3)</sup>に痛烈な批判を加えた<sup>(4)</sup>。民間の竹村が、文部省の学校衛生担当の大西に対して議論を挑んだのである。名指しされた大西もすぐさま反論を発表して、これに応じた<sup>(5)</sup>。この竹村-大西論争は、学校衛生史研究上、「学校衛生そのものを教育としての営みととらえるか否かという、古くて新しい本質的論議」<sup>(6)</sup>として、これまでも関心をもたれてきたが、必ずしも十分な検討がなされたとはいえない。当時の時代背景や教育学説との関連について明らかにされていないからである。

そもそも、論争の背景には、昭和13年の厚生省の新設があると考えられる。厚生省が新設されたことで、それまで文部省が担ってきた体育と学校衛生は、「学校教育ノ内容ヲ為ス体育運動及衛生」を残して、ほかには厚生省に移管された。当時、文部省の学校衛生担当者だった大西は、この移管に対応して、「学校衛生は、学校体育の一分野として其の進路を明確にした」と述べた<sup>(7)</sup>。この大西の主張に対して、竹村は、むしろ「学校体育は学校衛生の一分野である」と正反対の見解を述べて議論を挑み、論争に及んだからである<sup>(8)</sup>。その際、竹村は、長田新の教育学説などに依拠しながら、学校衛生の教育拡充論を展開し<sup>(9)</sup>、「日本に於ける健康教育はまづ国民教育に於て基礎が根強く植えつけられねばならない(中略)子どもの生活-即学校生活を通じて行わなければならない指導」だと論じるとともに、体育に関しても、木下東作の体育学に依拠しつつ、今で言えば教科としての体育に近い見解から、「学校体育は学校衛生の一分野である」として、大西と真向から反対意見を述べた<sup>(10)</sup>。

本報では、昭和13年の厚生省の設置を契機とする竹

村-大西論争の内容を詳しく検討することを通して、国家政策をふまえた学校衛生論と、教育学説をベースとする在野の学校衛生論の二つが、学校衛生と教育との関連をめぐって、ぶつかり合っていたことを明らかにしたい。思うに、このぶつかり合いを明らかにすることは、昭和前期の国家総動員体制に向かうなかでの学校衛生を理解する上で重要だからである。具体的には、第一に、この時代の教育と関係づける竹村と大西の二人の学校衛生論の特徴を明らかにし、第二に、かつて、数見隆生が指摘した、教育と学校衛生の「結合の動き」が「皇国民錬成の学校衛生へと組み込まれていく」<sup>(11)</sup>可能性はどこにあったのかについて考えてみたい。

### 2. 文部省・厚生省における学校衛生の所轄事項

#### (1) 厚生省設置の経緯

『厚生省五十年史』によれば、「内務省の社会局や衛生局を中心に、労働・福祉・社会保険行政などのいわゆる「社会行政」や衛生行政を一元化した行政機関を設けようとする考えは古くからあったと言われていた。大正十一年ごろ内務省社会局から出された、社会事業、労働行政、保健行政を管掌する社会省案をはじめ、内務省衛生局を中心に学校衛生や家畜衛生等を統一して担当する衛生省案や、内閣総理大臣に直属する衛生院案などがその例である。しかしこれらはいずれも実現には至らなかった」<sup>(12)</sup>という。その後の厚生省新設が実現されるまでの経緯を、『厚生省五十年史』から確認すれば、次の4点にまとめられる。

①昭和に入り、昭和2年(1927)の金融恐慌や、同5年の世界恐慌が波及したことに起因する失業者の増加、東北・北海道の「凶作飢饉」による農村をも巻き込んだ大恐慌の下で、貧困家庭が続出し、国民の

健康状態は極度に悪化していた。徴兵検査においても結核患者が激増していた。昭和6年の満州事変、同7年の五・一五事件、同11年の二・二六事件などで軍部の勢力が増大する様相のなかで、陸軍では、組織的に国民の体力向上と結核撲滅に当たらなければならないとの考えから、「衛生省」設立の構想が持たれていた<sup>(13)</sup>。

②新省設立の構想が具体性を帯び始めたのは、昭和11年(1936)3月成立の広田内閣の時代である。同内閣は「庶政一致」の七大国策の第一に、「国防の充実」を挙げたことで、国民生活の安定や国民体力の増強がうたわれ、そのための行政機構改革が取り上げられることになった。新省設立が政治課題に登場した直接のきっかけは、徴兵検査などで国民体力の低下が明らかとなり、改善策が求められたことで、特に、結核患者の増大は、国防国家建設を進める上で、喫緊の課題であった。同6月19日の閣議で、寺内陸相は徴兵検査で不合格者が増加している問題を取り挙げ、国民の健康対策を内閣調査局で調査研究する必要性が指摘されたことから、広田首相の指示で同調査局は、「衛生行政機構の改革」を答申した。これとは別に、陸軍でも、同6月22日に「再び衛生省設立の急務に就て」を発表して、第一次世界大戦以降、欧州諸国では、衛生省を設け国民の体力向上に努めているにもかかわらず、我が国では対策が遅れ、国民体位の低下を招いていることを指摘し、その対策として、衛生行政に関わる部局を統合した衛生省を設置する必要性を説いた。また、内務省自身も、従来の衛生警察に偏した衛生行政機構を改革して国民保健の向上を図ろうとしていた。陸軍省医務局長からの非公式の働きかけ、さらには、内務省衛生局内部に、陸軍省と協力して強力な行政機構を作った方が良いとの考えも浮上し、こうした動きが、「しだいに新設創設への素地を作った」と『厚生省五十年史』は指摘している<sup>(14)</sup>。

④「衛生省」創設の動きは、昭和12年(1937)1月の広田内閣の総辞職により一次中断するが、次の林内閣の下で再び活発となり、陸軍省から省内の組織構成を示す「衛生省案綱領」の提案による具体化(昭和12年5月14日)、さらに、昭和12年の第一次近衛内閣の登場により、新しい段階に入った<sup>(15)</sup>。というのも、「軍部の動きとは別に、同6月に就任した近衛文磨首相は独自に福祉国家建設の構想を有しており、陸軍の主張する衛生行政に限らず、当時内務省社会局や逓信省簡易保険局等が所管していた行政分野を含めて、大きな社会政策的行政組織を作ろうと考えていた」からである<sup>(16)</sup>。

⑤新省の具体的な組織計画は、近衛首相から昭和12年6月9日の第一回閣議において「腹案」として示された「社会保健省」案と、それに対して、陸軍省が先

の「衛生省」案に代わって提案した「保健社会省」案(昭和12年6月15日)の二つの間で争われ、最終的には、同7月9日の閣議で「保健社会省(仮称)設置要綱」が決定された<sup>(17)</sup>。それも、政府が同7月7日に勃発した盧溝橋事件の対応に追われたことなどから、一旦、延期されるが、日華事変により、改めて、国民の体位向上を目的とした「保健社会省」を創設する必要性はいつそう高まり、ついに同12月24日、政府は原案を撤回し、修正を行った上で、枢密院に再諮詢を奏請し、同29日、枢密院本会議で厚生省の創設が可決され、「厚生省官制」(昭和13・1・11勅七)、および、外局の「保険院官制」(昭和13・1・11勅九)が正式決定された<sup>(18)</sup>。

## (2) 厚生省と文部省の所管事項

従来、内務省と文部省が担ってきた衛生や体育に関する事項の移管案は、一言でいえば、前節で示した新省の策定過程、すなわち、国民体力向上を意図する陸軍案と、もともと福祉国家建設の構想をもつ近衛腹案との抗争のなかで、次第に固められて行ったのではないかと推察される<sup>(19)</sup>。その過程で、これまで学校衛生を担ってきた文部省から、何らかの意見が提出されたか否かについては、『厚生省五十年史』を見る限り不明である。ただし、戦前、学校衛生官補として、戦後は体育局保健課文部事務官として大西とともに文部省に在職したことのある荷見秋次郎は<sup>(20)</sup>、大西永次郎の考えが影響していたと指摘している<sup>(21)</sup>。

文部省から新省に移管された体育と学校衛生に関する事項は、次の二点に整理できる<sup>(22)</sup>。

- 1) 「学校伝染病予防、学校診療其ノ他疾病予防治療」は新省に移す。
- 2) 「体育運動及衛生ニ関スル事務中学校教育ノ内容ヲ為ス体育運動及衛生ニ関スルモノ以外」は新省に移す。

冒頭に述べたように、大西はこの二つの移管に連動して、「学校衛生は、学校体育の一分野としての其の進路を明確にした」と説いたのである。

学校衛生は、今や学校教育と対立的に置かれるべき教育経営の別の流れではなくて、文部省の指導に関する限り、学校教育の内容たる保護養護であり、学校経営の主流を形るものである。換言せば、学校衛生は、学校体育の一分野として其の進路を明確にしたのであるから、全体としての学校体育を考へ、その理想目標の中に学校衛生の占むべき分野をはっきりと把握せなくてはならない。更に学校体育は、全体としての学校教育の一分野であるから、教育全体としての目的方法の中に学校体育の占むべき分野を全体主義見地から考察するの要がある。(大西永次郎「全体主義と学校衛生」『学校衛生』第18巻第2

号、1938年、5頁)

この大西の学校衛生観に対して、竹村は強く批判し、昭和13年の論争に及んだのである。次節から詳しく検討して行こう。

### 3. 竹村と大西の論争

竹村一は、大西永次郎との論争以前に、「教育としての学校衛生」<sup>(23)</sup>、「日本学校衛生の特色」<sup>(24)</sup>の論考で、「過去に於ける我が国の学校衛生がやゝもすると不振に陥らんとしたのは、要するに教育は教育、学校衛生は学校衛生として二元的に陥らんとした傾きがあったからである」と、これまでのあり方を批判し<sup>(25)</sup>、教育としての学校衛生論を展開していた。竹村は、「学校衛生とは、(中略)学校といふ社会に於けるこどもの生活を通して、その生活を指導し、そのこどもが自己の生活に衛生の本質を顕現するやうに指導して行くこと」がその目標であり、「健康といふことを社会に生活するもの、守らねばならない道徳である」といふ健康に対する認識を高めつゝ、生活する人間を作るのが目的である」と説いた<sup>(26)</sup>。

この立場から竹村は、先の大西の「学校衛生は学校体育の一部である」という主張を批判したのである。竹村によれば、「学校体育は学校衛生の一分野」であって、大西とは全く逆であるという。そのことを、竹村は、平原不二也の学校衛生指導論を引用しながら、いわば、学校衛生の教育拡充論を次のように説いている。

学校衛生は児童の身体発達に対する、積極的、消極的両方面に対しての意を用ゆる教育、即教育衛生であって断じて学校体育の一分野ではない。学校衛生即教育としての衛生、言葉を換えて云へば教育衛生(教育的衛生ではない)とは、「教育の全野に拡充し健康の道徳的意義を体得せしめ(山口県学校衛生技師平原不二也学校衛生指導論)之を生活に顕現せしむるの教育」に外ならない。(竹村一「日本学校衛生の独自性に就て(一)」『学童の保健』第9巻3月号、1938年、4頁)

竹村によれば、学校衛生とは「健康の道徳的意義」があると理解させて、生活に「顕現」させる教育だという。健康な生活実現が、手段ではなく教育目標そのものになっているのである<sup>(27)</sup>。また竹村は、学校衛生が「教育としての存在である」ところに日本の学校衛生の独自性があるという<sup>(28)</sup>。

この竹村からの批判に対して、大西は、すぐさま『日本学校衛生の独自性に就て』を書いて反論した。このなかで、大西は、厚生省が新設されたことを踏まえて、「学校衛生は学校体育の一分野」とい

う主張を繰り返す。大西によれば、厚生省の新設は保健行政の飛躍的な拡充を約束し、それに伴う文部省の体育に関する一部移管は、「本邦学校衛生の指導精神に法規的の根拠を判然たらしめ」たという。今、「真に教育としての学校衛生が、従来我々の主張し来った意義と内容とをもってその俣に行政機構の上にまで規定せらるゝに至った際である」からこそ、学校衛生に関与する者として、「新なる学校衛生の意味」と「進路」を検討する責務があるとして、次のように説いている。

惟ふに従来の学校衛生は、その本質的意義は別として、学校における施設経営の実際においては、それ等は学校教育との関聯はあっても、それが教育としての存在、学校教育の内容としての密接さにおいては、自ら厚薄濃淡の差があり、(中略)むしろ全体としての学校教育の範疇外に置くことが妥当であると考へらるゝが如き衛生施設が、特殊の意味において、従来文部行政として指導せられていたことも事実である。即ち今度文部行政より厚生省の所管に移された『学校伝染病、学校診療その他疾病の予防治療』に関する事項がその適例で、文部省の指導に関する限り、これ等の施設は本来教育としての学校衛生ではなく、学校教育と関聯はあるが、可分し得べきものとして、むしろ保健行政として新設厚生省指導の下に営為せらるゝこととなったのである。(大西永次郎『日本学校衛生の独自性に就て』を読み『学校衛生』第18巻第5号、1938年、13頁)

驚くべきことに、大西は、明治・大正期を通じて、学校衛生の中心課題の一つであった伝染病予防や、学校診療・予防治療は、「本来教育としての学校衛生ではなく」、「全体としての学校教育の範疇外に置いた方が妥当」である、それゆえに、新設厚生省下に置かれた、と考えている。さらに、文部省に「学校の教育内容に密接な体育運動と衛生」の事務が残ったことから、前節に示したように、大西は「文部省の指導に関する限り、(中略)学校衛生は、今や(中略)学校体育の一分野としてその進路を明確にした」と繰り返し説いた<sup>(29)</sup>。ここで、大西の考える学校衛生が焦点をあてる課題は、子どもの病氣予防から体育や健康増強にシフトしていると考えられるのである。

注意すべきは、大西が「学校衛生は、今や(中略)学校体育の一分野としてその進路を明確にした」と述べた際、「文部省の指導に関する限り」と断っていることである。ここに、これからの学校衛生の使命は、あくまでも現に執行されている行政所轄に基づいて考えるべきで、理想論を語るべきではないという考えが現れている。大西は、「我々文部行政の掌に当るものからすれば、有るべき学校衛生が、必ずしも有るべき

学校衛生ではないのである。行政の運用とその指導精神は、有るべき学校衛生より生まれるのではなくて、現に有る学校衛生を通して、また現に有る学校体育を通して生れるのである」とも述べているからである。この観点からも、「現に有る文部省の機構を通しての学校衛生の見解とその指導精神は、あくまでも教育としての全体指導であり、全体としての学校体育の一分野たる形式においてその進路を見出さなくてはならないのである」と大西はいう<sup>(30)</sup>。このように、大西は文部省の立場から、学校衛生は体育の一分野であると説き、その逆説を主張する竹村に反論したと考えられる。

この大西の学校衛生論に関連して、当時の政府・文部省の体育や衛生の見解を確認しておこう。昭和13年1月時点の政府の教育方針を伝えているのは、伊藤文部次官による教育審議会第一回総会の諮問事項「我が国教育の内容及び制度の刷新振興に関し実施すべき方法如何」の趣旨説明である。教育審議会とは、周知のように、昭和12年に発足し、小学校から大学の教育を再編し、国民精神総動員下の教育を作り上げようとする会議である<sup>(31)</sup>。この趣旨説明によれば、当時の政府は「国体の本義」を基本とし、近來の「外来文化」による「主知的・個人的に傾いた教育」や「注的・模倣的に傾いた教育」から、「日本国民としての人物養成の教育」、「智・徳・体を一体にした実践的・独創的教育」へと転換して、「日本人としての自覚信念を基として広い大きい心持と見識を持った、大国民的教育」や「国民の体育の振作」を図るという方針を採っていた<sup>(32)</sup>。

#### 4. 竹村の大西批判

厚生省の新設を背景とする竹村－大西論争は、学校教育観をめぐる論争である。結論を先取りすれば、学校衛生の見方を分けた双方の主張は、学校と教育をどのように理解するかという論点に集約されると考えられる。まず大西の学校・教育観から見てみよう。

大西によれば、教育は、観念的には「知育、徳育、体育の三方面」あり、「被教育者は身心一体の生命的存在」であるため、常にこの三者が「融合統一」されつつ、「全体としての指導陶冶」でなくてはならないという<sup>(33)</sup>。三者は「渾然一体」となって指導されるべきだともいう<sup>(34)</sup>。このうち、「体育」＝学校体育において重点を置くべき「指導の方法」・「陶冶の形式」には二方面あって、一つは「運動教育」、すなわち、運動を主体とする「鍛錬的体育」・「体育運動」、二つめは「養護教育」、衛生を主とする「養護的体育」・「狭義の学校衛生」であるという<sup>(35)</sup>。この「鍛錬」と「養護」については、その後も、大西は多くの論説で繰り返し取り上げ、戦時下体制など時節の影響も受けながら説き続け

るのであるが、1938年時点の定義は、比較的明快（科学的）である。

養護とは、衛生を主としたる体育の消極的方面であって、主として健康の状態が一定の標準より劣位にあり、或は其の体位が低位に在るものを普通の標準状態に引き上げる為に行はるゝものである。（中略）鍛錬には、精神的の要素も含まれるが、身体について言へば、決して無理をして練り鍛へるといふ意味は全然ないのである。鍛錬とは人間生活における生理衛生の方面に着眼しつゝ、外界に抵抗力を増し、神経や筋肉の動きを出来得るだけ増進させて、外部に発現し得る力として修練せしめ、これを能率的に發揮せしめんが為の陶冶である。（大西永次郎「教育に於ける健康の指導」『学童の保健』第9巻9月号、1938年、7頁）

端的に言えば、「養護」とは健康の回復・保護といった保健のこと、「鍛錬」とは生理学・衛生学的に行う身体的な体力増進のこととなる。

この二方面に加えて、大西の考える学校体育の三つめとして、衛生の知と行を通じた健康の陶冶・啓培という問題があり、大西は、これを「健康教育」と呼ぶという。大西によれば、健康教育は「教授及び訓練の方法により、生活の指導陶冶をとおして健康知識と体験とにより強靱な身体を育成する」ことを目的とし、具体的に目指しているのは、健康に関する「習性を陶冶し、これを実践すること」、「知識を教授すること」および「態度・信念を保持せしむること」の三点である。またこれらは、児童の「発達段階に適應して」行い、低学年では、主として「健康上の習慣」「躰を涵養」を目指し、日々の生活に実行に移すよう「訓練」すること、高学年では、「衛生の教授」による「健康に関する知識」を受け、健康の「信念」と「思想の啓培」を目指すのがよいという<sup>(36)</sup>。このような、健康への「知識」と「訓練」を学年に応じて配当する（プログラム）という大西の健康教育論は、日本が昭和初期に大いに影響を受けたアメリカの健康教育論、具体的にいえば、ターナーの健康教育論と同じ考えである。大西は、「健康なる身体の育成」は学校における「教育陶冶の目標の一つ」であり、その方法は「教育全体の如何なる分野にも健康の問題が関係を持つ」と言いつつも、「学科課程」の中に、そのために「必要な科目や実践」を課して行う方法を思い描いている<sup>(37)</sup>。さらに、このような健康教育の観点からみた学校とは、「学校実践を通しての生活訓練、行としての躰と修養」の場<sup>(38)</sup>、あるいは、「主として学校における生活指導が、その修養の契機であり、修練の道場である」という<sup>(39)</sup>。

以上から、大西の考える学校教育とは、あくまで当

時の文部省の「知育」「徳育」「体育」の教育観をベースとし、学校衛生は、そのうち「体育」の「強靱な身体を育成」する目標のもとで、「健康なる身体を育成」を担うものである。さらに「健康なる身体を育成」を支える知的陶冶とその実践は、健康教育が担い、そこにはアメリカ流の健康教育が思い描かれている。つまり、大西の考える学校体育とは、「渾然一体」としての教育の分野ではありながらも、その「指導の方面」である学校衛生や健康教育においては、あくまで児童生徒の健康な「身体」をめざし、健康の知的・習慣形成のためのはっきりとした教育プログラムが思い描かれているのである。さらに、学校、あるいは、そこでの生活指導とは、健康教育を行う「修練の契機」や「修練の道場」であると大西は考えている。

ちなみに、大西の児童生徒観は、「身心一如としての人間」「民族国家の分身たる国民」「全体としての人間」<sup>(40)</sup>である。そうした、被教育者・児童生徒への「知育」「徳育」「体育」の指導においては、三者が「全体としての陶冶啓培」として、また、「知的教授の間にも、健康の養護があり、徳性の訓練が伴う如く」なされて、「相互に融合統一」した時に初めて教育が完成する、と説いていて<sup>(41)</sup>、大西の場合、学校衛生や健康教育とは、あくまで健康や衛生のことであり、そこから拡散されることはない。

これに対して、竹村は「学校生活」には特別な意味があると考えている。特に健康教育の観点からみた場合、学校生活とは、第一に「教育行動という領域に於けるこどもの生活」(傍点は竹村のもの。以下同様—高橋)、第二に「発達過程にあるこどもの生活」、第三に「こどもの社会協同生活」の場だという。第一の「教育行動という領域に於けるこどもの生活」とは、健康教育は「国民教育」で基礎が植え付けられるべきとすれば当然、それはこどもの生活・学校生活を通じてなされるべき指導だという。

日本に於ける健康教育はまづ国民教育に於て其基礎が根強く植えつけられねばならないものであるならばそれは当然教育の領域に於けるこどもの生活—即学校生活を通じてなされなければならない指導である。(竹村一「日本学校衛生の独自性に就て(四)」『学童の保健』第9巻11月号、1938年、23~24頁)

また、子どもを「心身の健康なる日本人」とすることは、学校生活なかでも、「国民教育」を通じてなされるべきであるところに、日本の学校衛生の最大の独自性があり、そこに、持論でもある、教育としての学校衛生の特色があると竹村はいう。

日本のこどもをより心身の健康なる日本人とすること、然もそれは学校生活—就中日本の国民教育を通じ

てなされなければならぬ所に、日本学校衛生の独自性があり、日本に於ける教育としての学校衛生の特色の存するといふ事は何人も首肯さるゝこと、思ふ。(竹村「同前」25頁)

第二の「発達過程にあるこどもの生活」とは、健康教育ではもちろん結果も重要であるが、そもそも学校生活とは、「こども」が「健康へ健康へ」と発達しつつある「過程」であるのとらえる竹村の考えから導き出されている。

学校生活はこどもが健康へ健康へと発達しつつある過程の生活である、その過程が尊いのである、勿論その結果を必要としないの意味ではない、成長発達の過程に副ふて、教師の健康教育の心がまへがこどもの心がまへに培はれて行くこと的生活指導が尊いのである。(竹村「同前」24頁)

つまり、学校生活において、教師の「心がまへ」が、成長過程にぴったりと沿いながら、子どもの「心がまへ」となるように培われる生活指導が重要だという。

第三の「こどもの社会共同生活」の場であるという理由は、竹村は「学級は国家を小さくしたものである云ふ人があるかも知れないが、それは正しい考へ方ではない、然し学級は国民教育の最小単位である」という考えを前提に、学級とは、「日本精神に基く理想的なこどもの生活協同社会」であり、「社会全体としてのあり方に於いて、健康生活を指導されなければならぬ所」だと考えているからである。さらに「学校教育はいまやこども個人主義、自由主義、学科学習主義に偏すべきものではない」とも述べ、その意味でも、「日本のこどもをより心身の健康な日本人に教育すべき学級でなければならぬ」と竹村はいう<sup>(42)</sup>。

こうした学校教育観をもつ竹村が、先の大西の学校教育観と大きく異なっているのは、竹村が、「生活指導」の観点から、「そこに教育の全野に拡充されたる健康教育が其根幹をおくべきである」ととらえていた点である<sup>(43)</sup>。また、竹村は、学校生活は子どもが発達しつつある「過程」である、ととらえる点についても大きく異なっている。先に見たように、大西は、学校や生活指導の場は、健康教育の「修練の契機」や「修練の道場」であると考えていたからである。このような学校教育観から、竹村は、先に述べたように、学校衛生とは、学校での生活指導によって、「健康といふことを社会に生活するもの、守らねばならない道徳である」といふ健康に対する認識を高めつゝ生活する人間を作るのが目的である<sup>(44)</sup>と説いていたと考えられるのである。

ところで、健康を「道徳」として認識させる、という竹村の考えの根拠はどこにあるのだろうか。それは、

もともと人とは「生活意欲」もつ存在であるという竹村の人間観にあると考えられる。それは、竹村の初期の「生活指導としての学校衛生」論において、次のように説かれている<sup>(45)</sup>。

生命ある存在は恒に新しき一つの形態を得んとする生活意欲（生存慾）がある。之は自発的な衝動的なものである。現実と当為、存在と存在すべきものとの関係は存在と意識に還元して考へるとよいと云っておる人がある。意識は価値あるものが完全に実現しうる様に、存在しうる様に、実現されたるものとなる様に現実性を形式しそれに變化せしめんとする能力を持っている。（竹村一「生活指導としての学校衛生（三）」『学童の保健』第4巻3月号、1933年、8頁）

それ故に、「自身の力によって其理想を実現させること」が良いと考えていた。

余の考へたる学校衛生の目標であるこどもの生活を現実より当為へと指導することが将して教育と相一致するものであろうかという問題である。（中略）要するにこどもの現実生活を科学的に研究し更にそれを哲学的思惟をへたる理想である当為の生活へ陶冶し指導し（価値認識に於ける）かくしてこども自身に自身の力によって其理想を実現させることではないかと思っておる。（竹村「同前」9頁）

このような人間観から、健康教育においては、「健康感を呼び起して「憧憬」させるよう教育し、「健康に対する価値認識を高めること」が重要だという。

健康教育とは朗らかなる健康を要求してやまない人間通性を以て健康感を呼び起し、之を追求し、憧憬し、之を助長し、之を伸展せしむる様に教育し、（中略）遂に健康に対する価値認識を高めることであらねばならぬ。（竹村一「生活指導としての学校衛生（七）」『学童の保健』第4巻10月号、1938年、31頁）

竹村が「価値認識」を重視する最大の理由は、知識があってもそれを善いこととして行動しないような衛生教育をどうにかしたいからである。

手を洗ふべき事を知り乍ら、手を洗はざるこどもを作るが如き衛生教育は捨て、智識は行為としての為の智識であるべく、生活としての健康教育が望ましい事である。（竹村「同前」31頁）

もちろん大西も、主著『教育的衛生』（1936年）の時点から、健康の「価値認識」を重視していた。「教

育としての学校衛生乃至健康教育運動の最も重要な点は、健康の人間生活に於ける価値を認識せしむることであり、純然たる徳育の問題である。（中略）教育の全般を通して、如何なる部面にも、教育としての学校衛生が存する訳である」と述べているからである<sup>(46)</sup>。しかし同時に、健康教育がとるべき方法では、「知識と実行、理論と実際、換言すれば教授と訓練との間に緊密な連絡を保たしめ、健康に関する理論的理解が、直に有意的実践となり、進んで無意識的習慣として日常生活を支配するやうになり、社会生活に於ける健康の価値を認識せしむ」と述べ、大西の場合、「健康の価値を道徳的に認識」させることは、「知識と実行」や「理論と実際」の間の「緊密な連絡」によって可能だと考えている点で<sup>(47)</sup>、「生活意欲」「自発」「衝動」や、子どもの「現実生活」に焦点を当てる竹村の考えとの間には、大きな違いがあると考えられる。

ただし、このような竹村の初期の、「生活意欲」を根拠とする素朴な人間観から（「生活指導としての学校衛生（三）」1933年）、「健康といふことを社会に生活するもの、守らねばならない道德である」といふ健康に対する認識を高めつゝ、生活する人間をつくる、と説く学校衛生論も（「教育としての学校衛生」昭和9年、1934）、昭和11年（1936）以後になると、「自らの健康は自ら守らねばならぬといふ道德意識の上に立つたる人間をつくる、という論調になっている点には注意すべきである。

昭和聖代に於ける第二の国民の健康を双肩に荷ふ教育諸兄姉に切望してやまざることは「学校衛生は教師のなさねばならぬ責務である」という認識を持ち、自らの健康は自ら守らねばならぬといふ道德意識の上に立つたる人間をつくる為に、健康に対する価値認識を自ら高める、行く態度、即ち心がまへの人間をつくる為に、健康に対する知は、知の為に非ずして知は行の為の知である為に、真の意義に於ける健康教育—教育としての学校衛生—が建設されん事である。（竹村一「日本学校衛生ノ特色」『学童の保健』第7巻1月号、1936年、8～9頁）

昭和11年以後、竹村が目指した「道德意識の上に立つたる人間」、「心がまへの人間」とはどのような人間だったのだろうか。この頃、竹村が人間をつくると言う際には、「社会人」というよりも、むしろ「日本人」が目指されている。

「社会人」をつくる前に「日本人」をつくるといふ事を忘れてはならない。（中略）国民と人類とに仕へんが為のより健康なる生活こそ私達が望んでやまない生命伸展に於ける彼岸ではないか。（竹村一「日本学校衛生の独自性について（二）」『学童の保健』第

9巻5月号、1938年、28頁)

そこで、竹村のいう、健康な「日本人」とはどのような人のことであるのか、その考えを見てみよう。論旨は次のとおりである。

健康教育は施設ではない、単なる養護でもない、単なる運動でもない、勿論私の考へている体育でもない。(中略)自覚に基く健康生活の全体性を目指して伸び行く、素朴の全体性より成熟したる全体性への連続的發展に於ける陶冶であるといひたい。勿論、日本のこどもとしての一より健康な日本人となるための心がまへに於て。(竹村「同前」28頁)

健康なる心身の保持者としての日本人、それは「お国の為に」といふ認識の下に育成すべき健康教育の契機は、歴史的風土、風土的歴史が生んだ民族の自然発露である。この感情を確保しなくてはならない。こゝに日本学校衛生の独自性が巖として存するのである。(竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て(四)」20頁)

ここでは、「健康な日本人」であることは「民族」の「自然発露」として当然視されている。論争時点において、「健康な日本人」をつくることに日本学校衛生の独自性があると述べる竹村は、「お国の為に」という認識の下に育成する、言い換えれば、学校衛生は国民教育を担っているとさえ考えているのである。この点こそが、「学校衛生は学校体育の一分野」と説く大西に我慢できなかつた最大の理由ではないだろうか。

最後に、本稿の第二の課題、「教育」と「学校衛生」を「結合」させる学校衛生論は、なぜ「皇国民錬成の学校衛生へと組み込まれていく」(数見隆生)のかという問題を検討しておこう。その答えは、竹村が、「学校衛生は健康への教育である以上、どこ迄も教育としての理念と方法が現在の教育理念と方法に一致すべきことを条件としたいからである」<sup>(48)</sup>といていたことに尽きる。これは、本人自ら、主著『教育としての学校衛生』においても述べてきた、と言うように、竹村の基本姿勢であった<sup>(49)</sup>。一方、大西も「現代の学校衛生は、(中略)如何なる場合でも、教育の理想、学校の目的に一致して、その指導は、教育の原理、訓育の精神に合致した方法に於いて行なはれなくてはならない」(『教育的衛生』22頁)と述べていた。学校衛生を無条件に教育と同一視すれば、「皇国民錬成」思想の時代にあつては、そこに組み込まれていくのは当然である。竹村と大西は、その点においては、至極、共通していたのである。

## 5. おわりに

昭和13年(1938)の厚生省の新設をきっかけとする竹村一と大西永次郎の学校衛生論争は、表面上では、「学校衛生は学校体育の一分野」か「学校体育は学校衛生の一分野」かが争われていた。しかしながら、両者は、明らかに異なる学校観・教育観から教育と学校衛生の関係を説いていた。文部省の政務を担当する立場の大西は、当然のことながら、政府の施策に沿っていたのに対して、竹村は、当時の教育思想・教育学説をもとに説いていた。ただ重要なことは、双方ともに学校衛生と教育を同一視していた点である。この点こそが、戦時下体制に向かう「皇国民錬成」の教育思想に、容易に組み込まれていく可能性を含んでいたと考えられる。学校衛生上の論争が、学校の衛生環境や子どもの健康問題ではなく、学校や教育の理解に関わっていたことが、昭和13年における竹村と大西論争の大きな特徴であった。特に在野の竹村は、自由に当時の教育学説のトレンドに依拠しながら学校衛生論を展開できた。学校衛生は、道徳と価値意識を育てる役割がある、それゆえに教育全体に拡充するとして、衛生や健康の問題から拡散するような学校衛生論を主張していた。その範囲は、日本人、大和民族、健康＝国民の道徳、などにも及んでいた。敷衍すれば、文部官僚の大西よりむしろ在野の竹村の方が、昭和13年当時の日本に拡がっていた思想傾向(日本人、大和民族、健康＝国民の道徳)を強く打ち出し、その考えを大いに取り込んだ学校衛生論を提唱していたといえることができる。

さらにこの論争は、児童生徒は学校教育においてどのような健康や発育発達の問題にさらされているのかという問題意識から導きだされた議論ではなく、竹村が、健康の「価値認識」や「道徳」認識の形成を焦点とするあまり、人間の信念やその現れでもある行動を中心に思索し、その結果として、教育論に依拠し傾斜していた。またそのような、「価値認識」・「道徳」・健康な「日本人」を焦点とする竹村の学校衛生の目標論では、学校衛生が健康教育でもなく衛生管理でもない、はっきりしないものに拡散してしまっていた点は指摘しておかねばならない。一方の大西においても、文部省官僚の立場から、当時の文部省の行政事務の担当・分担に忠実であろうとし、肝心の衛生や健康政策からの課題指摘に乏しい議論を展開していた。しかも、昭和13年の厚生省新設に伴う移管方針になびき、「学校体育」の大枠のもとでなら、すべての学校衛生課題今後とも網羅できるかのように説いていたのである。

## 注

- (1) 竹村一の略歴と業績は、拙稿「竹村一の『教育としての学校衛生』に関する検討」(『日本教育保健研究会年報』第8号、2001年)参照。因みに、唐津秀雄は、学校衛生が今日に至る歩みには「行政としての学校衛生」のほか、「学校現場における学校衛生の実業」と「民間における学校衛生運動」という三者の動きがあったととらえているが、第三者の運動一つに「竹村先生を中心とする健康教育運動」を挙げている(『学校保健50年』『日本教育保健研究会年報』第8号、2001年)。
- (2) 大西永次郎の略歴と業績は、荷見秋次郎「学校体育に寄与した人々—大西永次郎—」(『学校体育』第5巻第5号、1952年)、および、拙稿「帝国学校衛生会『学校衛生』にみる大西永次郎の主張の分析(1)」(『日本教育保健研究会年報』第6号、1999年)参照。
- (3) え・お生(大西永次郎)「全体主義と学校衛生」『学校衛生』第18巻第2号、1938年。
- (4) 竹村一「日本学校衛生の独自性に就て(一)」(『学童の保健』第9巻3月号、1938年)、「同前(二)」(『同前』5月号)、「同前(三)」(『同前』10月号)および「同前(四)」(『同前』11月号)も参照。
- (5) 大西永次郎「『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて」『学校衛生』第18巻第5号、1938年。これは、大西「竹村博士の『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて」(『学童の保健』第9巻5月号、1938年)にも掲載されている。
- (6) 野村良和「竹村一著『日本学校衛生学』」(大熊廣明・野村編『日本体育基本文献集 別巻・解説』日本図書センター、1998年)105頁。
- (7) 大西前掲「全体主義と学校衛生」。
- (8) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て(一)」。
- (9) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て(二)」。
- (10) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て(一)」。
- (11) かつて数見隆生は、「戦前の学校保健分野において教育保健的な思考をした代表的人物」として大西と竹村を取り挙げ、両者の学校衛生論のような「昭和初期に起こりつつあった『教育』と『学校衛生』の結合の動きも、戦時体制下の教育状況のなかで、内実としては皇国民錬成の学校衛生へと組み込まれていくことになる」と指摘したが、なぜ組み込まれていくことになるのかという点までは言及していない。因みに、数見は、それまで環境衛生整備や保健管理的活動が中心であった学校衛生施策に対して、大西は「内的欲求に基づく健康創造の努力」をうながすことを主張し「学校衛生の新分野」(昭和4年、1929)を説いたことを評価し、また竹村については、学校衛生が教育である限り教育の理念・方法と一致すべきとする「教育としての学校衛生」(昭和9年、1934)を説いたと評価している。さら数見は、竹村の「教育としての学校衛生」は、昭和3年に文部省の学校衛生課が体育課に改称され、学校衛生=条件整備=消極策・体育=鍛錬=積極策ととらえられる風潮のなかでの新たな模索だったと評価している(『教育保健学への構図』大修館書店、1994年、12~15頁)。
- (12) 厚生省五十年史編集委員会『厚生省五十年史』財団法人厚生問題研究会、1988年、341頁。
- (13) 前掲『厚生省五十年史』375~376頁。
- (14) 同前341~342頁。
- (15) 同前342頁。また、『厚生省五十年史』によれば、「陸軍は、内閣支持の条件として国民体力の向上を図るための新省の創設を提議し、近衛首相はそれを受け入れたと伝えられる」という(同前342頁)。
- (16) 同前376頁。
- (17) 同前381頁。
- (18) 同前384~385・389頁。厚生省創設の意義について、『厚生省二十年史』は、「厚生省の設置は、保健衛生、社会福祉、社会保険及び労働行政の進展にとって画期的なものであった。その設置を促した直接の動機は、戦力増強という時局の要請であり、戦時下における厚生省の活動もまたこの要請に応えたものであったが、(中略)厚生省の創設はやがて戦後わが国が福祉国家として再建されるに当たっての重要な礎石が築かれた」とみることができると述べ、福祉国家への「礎石」と評価している(厚生省20年誌編集委員会『厚生省二十年史』厚生問題研究会、1960年、109頁)。『内務省史』も同様に、戦力増強への時局的要請もあったが「むしろ、公衆衛生と社会福祉の発展に対応した行政の拡大に伴う近代国家としての必然的な要請に基づくもので、「わが国の保健衛生制度が名実ともに近代的なものとなる基盤」が確立されたと指摘している(大霞『内務省史 第三巻』1981年、223頁)。
- (19) 策定過程での体育と学校衛生の位置付けを抜粋すると次の通りである(前掲『厚生省五十年史』382~385頁)。  
保健社会省(仮称)設置要綱(昭和12年7月9日閣議決定)  
「四、保健社会省ニ左ノ事務ヲ移管ス(中略)  
(三)文部省所管事項中国民体育運動及び学校衛生ニ関スル事項但シ学校教育ト密接不可分ノモノヲ除ク」  
保健社会省設置要綱ニ関スル閣議諒解事項  
(昭和十二年七月九日閣議決定)  
「二、文部省所管体育運動及学校衛生ニ関スル事項中  
(一)左ノモノハ之ヲ保健社会省ニ移管スルコト(中略)  
3学校伝染病予防、学校診療其ノ他疾病予防治療」  
保健社会省官制其ノ他ニ関スル説明書  
「文部省ニ於テ所管セル体育運動及衛生ニ関スル事務中学校教育ノ内容ヲ為ス体育運動及衛生ニ関スルモノ以外ノ事務(中略)ヲ保健社会省ノ所管トシ(以下略)」
- (20) 荷見秋次郎著『学校身体検査法精義』右文館、1937年。荷見他『健康教育の理論と実際』牧書店、1949年。
- (21) 荷見秋次郎によれば、厚生省新設の時、学校衛生行政も全面的に新設厚生省に移管すべきという主張が強かった際に、「大西先生は、学校衛生は学校教育と不離一体のものであって、若しも教育行政より学校衛生行政を切り離して新設厚生省に移管するならば、それは真に望ましい教育を行うことはできないとの見解のもとに、終始一貫教育と密接不可分の関係にある学校衛生行政は従来通り文部省所管として残すべきであることを主張し、その結果学校衛生行政は、文部省所管として残されることとなり、なお学校衛生行政が従来より高く教育行政の上に重要な地位を占めるようになったわけである」という(荷見前掲「学校体育に寄与した人々—大西永次郎—」)。大西自身も、「学校体育の養護方面である学校衛生を、厚生省の行政に委すべきか、従来通り文部省において所管すべきかが極めてデリケートな問題となってきたのである。一般国民を対象とする社会体育のことは、殆ど議論なく厚生省に移管されることに決定を見たのであるが、学校体育の中の学校衛生は、文部省において所管すべきか、厚生省において所管すべきかに就いて、議論百出して容易ならぬ問題となったのである」と述べている(『新学校衛生の概説』『学童の保健』第10巻2月号、1939年)。
- (22) 内務省時代に衛生局一局で担われてきた衛生行政は、新厚生省では「体力局」「衛生局」「予防局」の三局に拡大され、このうち「体力局」は、従来、内務省衛生局保健課と文部省大臣官房で所管していた体育運動の事務のうち、学校に関係する



- もの以外を新厚生省に移管することによって設けられた（前掲『厚生省五十年史』395頁）。
- (23) 竹村一「教育としての学校衛生」（総論）『学校衛生』第14巻、第1号、1934年。同論説の各論は、「教育としての学校衛生（各論）（一）」（『学童の保健』第6巻8月号、1935年）、「同前（二）」（『同前』9月号）、「同前（三）」（『同前』10月号）、「同前（四）」（『同前』12月号）、「同前（五）」（『同前』第8巻6月号、1937年）、「同前（六）」（『同前』7月号）、「同前（七）」（『同前』9月号）、「同前（八）」（『同前』第9巻8月号、1938年）を参照。
- (24) 竹村一「日本学校衛生の特色」『学童の保健』第7巻1月号、1936年。
- (25) 竹村前掲「教育としての学校衛生」（総論）。
- (26) 同前（総論）。
- (27) もちろん、現代の学校保健と単純に同一視することはできないが、今でいう、いわゆる学校全体で取り組む健康教育や、WHOや英国による、学校を舞台とする健康の推進事業の「ヘルシースクール」・「ヘルスプロモーションスクール」を思い起こさせる。植田誠治氏によれば、「特にイングランドにおいてはこの10年ほどの間に「ヘルシースクール」の取り組みが推進されてきた。当初は健康を学業達成のための手段としてとらえる意味が強かったものの、現在ではそれを目的と手段の両面でとらえている」という（「イギリスにおける「ヘルシースクール」の動向」『学校保健研究』第49巻第6号、2008年。植田誠治研究室HP、<http://www9.ocn.ne.jp/~sueda/englandhealthyschool.html>、2014年7月23日アクセス）。
- (28) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て（一）」。
- (29) 大西前掲「全体主義と学校衛生」、および、大西前掲『『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて』。
- (30) 大西前掲『『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて』。
- (31) 海後宗臣『教育学五十年』評論社、1971年、138頁。
- (32) 「我が国体の本義が教育の凡ての方面に顕現して其の内容・方法等の基本となり、生命となる様、一層その徹底を図ると云ふ、凡ての問題の根本となる事項があります。而して之と一体をなす事項として近來外来文化の影響等に依って主知的・個人的に傾いた教育を、日本国民としての人物養成の教育、国家的訓練の教育に醇化し転換するが如き、又画一化・形式化を矯めて真の潑利たる教育、国民としての活教育とすることの如き、注目的・模倣的に傾いた教育を智・徳・体を一体にした実践的・独創的の教育に改むるが如き肝要なる問題があります。（中略）日本人としての自覚信念を基として広い大きい心持と見識を持った、大国民的教育とすることの如き、（中略）大いに国民大衆の教育の振興並に国民の体育の振作を図るが如き、又自然科学的教育を重視することの如き、その他種々の重要な問題があると思ふのであります」（「教育審議会第一回総会に於ける諮問事項並に伊東文部次官の諮問趣旨説明要旨」『学校衛生』第18巻第1号、1938年、7頁）。
- (33) 大西前掲『『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて』。
- (34) 「従来教育は、知育、徳育、体育の三通に分けて考へられてきたのであるが、之は観念的の分類であって、元來渾然一体となって指導せらるべく（中略）三者は明確に區別する訳にはいかないのである」（大西永次郎「教育に於ける健康の指導」『学童の保健』第9巻9月号、1938年）。
- (35) 大西前掲『『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて』。
- (36) 大西永次郎「健康教育の意義について」『学校衛生』第18巻第3号、1938年。
- (37) 拙稿「大西永次郎の健康教育論—大西の『衛生訓練の実際』とターナーの『健康教育原論』の検討—」『愛知教育大学保健体育講座研究紀要』第38号、2014年。この考えは、大西が健康教育と教育全体との関係について述べる、次の件にも現れている。
- 健康は、学校における教育活動の主要目標の一つであり、それは体育といふ特別の方法のみによって指導せらるべきではなく、教育全体の如何なる分野にも健康の問題が関係を持つものである。従って学科課程の中にも、この目的を達成せしむるに必要な科目や実践が課せられなくてはならない。即ち健康なる身体の育成は、教育陶冶の目標の一つであって、これが実践の為め教育活動の中には如何なる部面にも不可分一体として考へなくてはならない。（「健康教育の意義について」『学校衛生』第18巻第3号、1938年、13頁）
- (38) 大西前掲「健康教育の意義に就いて」。
- (39) 大西前掲『『日本学校衛生の独自性に就て』を讀みて』。
- (40) 大西前掲「健康教育の意義について」。
- (41) 同前。
- (42) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て（四）」。
- (43) 竹村前掲「日本学校衛生の独自性に就て（二）」。
- (44) 竹村前掲「教育としての学校衛生」。
- (45) 竹村一の昭和8年（1933）の「生活指導としての学校衛生」論では、「社会的生活」を尊重する「近代衛生学」がベースとなっている点（「生活指導としての学校衛生（一）」『学童の保健』第4巻1月号、1933年、「同前（二）」『同前』2月号）および、その生活指導論と、本稿で取り上げる昭和13年（1938）の論争時の竹村の生活指導論との違いについては、今後の課題としたい。
- (46) 大西永次郎『教育的衛生』藤井書店、1936年、31～32頁。
- (47) 大西前掲『教育的衛生』209頁。
- (48) 竹村前掲「教育衛生と教育的衛生」4頁。
- (49) 竹村一「教育としての学校衛生」日本学校保健協会、1938年、177頁。

(2014年9月1日受理)